

東日本大震災に伴う労災保険制度の請求促進等の取組

1 請求促進の取組

震災発生後の3月末から、避難所や市町村、経済団体での出張相談(岩手・宮城・福島労働局で358か所)を行うとともに、業務中又は通勤中の被災は労災保険の対象になることを新聞・テレビ・ラジオを活用して周知。

7月以降、避難所の減少を踏まえ、新たに仮設住宅への資料配布や出張相談、事業場を通じた請求勧奨と各戸へのリーフレットの配布を実施中。

また、被災労働者のみならず、中小事業主や一人親方などの特別加入者に対しても、請求勧奨を実施中。

2 応援体制の整備

全国の労働局から職員を派遣し、応援体制を整備。(4月4日から12月9日まで延べ519人を派遣)

3 取組結果

遺族からの請求件数は2,101件(3局計2,065件)で、うち98%(98%)が支給決定済み(3月8日現在)。

また、遺族請求事案は、概ね1か月程度で処理。

※ 労災保険に関する請求件数及び支給決定件数(3月8日現在)

全国計 請求件数：3,532件(うち遺族補償給付：2,101件)、支給決定件数：3,463件(うち遺族補償給付：2,052件)

(参考) 岩手局 請求件数：701件(うち遺族補償給付：622件)、支給決定件数：679件(うち遺族補償給付：601件)
宮城局 請求件数：1,577件(うち遺族補償給付：1,280件)、支給決定件数：1,551件(うち遺族補償給付：1,257件)
福島局 請求件数：259件(うち遺族補償給付：163件)、支給決定件数：252件(うち遺族補償給付：158件)
3局計 請求件数：2,537件(うち遺族補償給付：2,065件)、支給決定件数：2,482件(うち遺族補償給付：2,016件)